

別紙

諮問第959号

答 申

1 審査会の結論

「ビートルズ来日に伴う警備」を一部開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1966 年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」の開示請求に対し、警視総監が平成 27 年 2 月 25 日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 条例 7 条 2 号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は個人情報であっても、非開示情報には該当しないことを定めている。

本件で処分庁が、「個人情報」を理由として非開示とする対象が必ずしも判然としないが、観客、警備担当者、その他関係者の映像の容貌は 49 年も前の容貌であって、現時点では個人識別性がないと言わざるを得ない。

イ 仮に個人識別性があるとしても、1966 年のビートルズの来日は、メンバーの公演のみならず、沿道や日本武道館内での聴衆の熱狂状況、過剰警備と言われすらした警察官の配置状況、ビートルズのメンバー及びビートルズの関係者や公演に携わっ

たスタッフの状況や表情も含め、ビートルズファンはもとより、我が国の昭和史の一コマとして、東京オリンピックや大阪万博の記録と同様、いずれも写真、テレビ番組、商品化された講演のビデオ等で 1966 年以降、現在に至るまで何度も公にされているものである。

よって、本ビデオフィルムに撮影されている容貌は、条例 7 条 2 号ただし書イの「慣行として公にされている」情報に該当することは明らかである。

ウ ビートルズ来日は、聴衆の熱狂とともに、これがもたらす混乱に対処するための厳重な警備も含めて社会現象として広く報道された。実際に、日本武道館会場内において 1 万人の観客に対して 3,000 人の警察官が動員され、ビートルズのメンバーに対して分刻みのスケジュール厳守や外出禁止の措置がとられた。

こうした喧噪と警備の映像もアーカイブとして、NHKをはじめとする報道機関において保管されるとともに、時代の記録として何度も放映されている。

したがって、警備会議参加者及び警備担当者の容貌は、公務に関する情報というだけではなく、条例 7 条 2 号ただし書イの「慣行として公にされた」情報に当たる。

エ ビートルズに対する熱烈なファンは、ビートルマニアと呼ばれ、その喧噪は世界中で現象化した。これらは、世界的に商品化されてもいる。

1966 年の来日公演の状況も例外ではなく、ファンの熱狂と警備はビートルズの公演において語りぐさとなるだけではなく、厳重なスケジュール管理の合間を縫って外出したビートルズのメンバーやマネージャー、付き人、ホテルに赴いたテラー、古物商についてまで、写真付きで広く報道され、記録されている。

ビートルズ及びその関係者、ファンを含むビートルズに関連する様々な事実は、英国のリバプール・ホープ大学の大学院で学位として確立されており、すでに歴史的な研究の対象とされている。

以上のとおり、ビートルズの日本公演の前後を通じた記録は、様々なメディアで記録され報道されている。

よって、ビートルズ以外の民間人の容貌も、条例 7 条 2 号ただし書イの「慣行として公にされた」情報に当たる。

オ 本件ビデオフィルムについては、東京オリンピックや大阪万博等のアーカイブ映像同様、全面的に開示されるべきであるから、本件処分は違法である。

カ 警備会議参加者及び警備担当者の容貌は、公務員の職務遂行の状況を撮影したものであり、「当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するものであることから、非開示情報には当たらない。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

ビートルズ以外の特定の個人を識別することができる容貌は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当する。

また、条例7条2号ただし書イに規定された、法令等の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報には該当せず、ただし書ロに規定された人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、ただし書ハに規定された公務員の職及び職務遂行の内容にも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 9月28日	諮問
平成27年10月30日	新規概要説明（第136回第三部会）
平成27年12月16日	実施機関から理由説明書收受
平成27年12月18日	実施機関から説明聴取（第138回第三部会）

平成28年 1月 6日	審査請求人から意見書收受
平成28年 1月22日	審議（第139回第三部会）
平成28年 2月19日	審議（第140回第三部会）
平成28年 4月28日	審議（第141回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求について

本件審査請求に係る開示請求は、「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」（以下「本件開示請求」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件開示請求に対して、「ビートルズ来日に伴う警備（フィルム映像を記録したDVD）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書中のビートルズ以外の特定の個人を識別することができる容貌の部分（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、実施機関の説明によると、実施機関では本件開示請求に係る映像フィルムを保有しているが、同フィルムを再生することができる機器を保有しておらず、これを本件開示請求の対象公文書とすることができなかつたため、同フィルムの映像を複写したDVDを保有していることから、映像フィルムに代えて同DVDを本件対象公文書として特定したとのことである。

イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報について、特定の個人を識別することができる程度の顔の部分であると説明することから、審査会が本件対象公文書について見分したところ、本件非開示情報は、本件対象公文書中の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、本件非開示情報は過去に報道機関において何度も放映されていることから、同号ただし書イで規定する慣行として公にされている情報に該当する旨主張する。

これに対し、実施機関は、これまで本件対象公文書を公にした事実も無く、また、公にする予定もないことから、ビートルズの容貌は慣行として公にされている情報と認められることから開示とするが、本件非開示情報は条例7条2号ただし書イに該当しないと説明する。

審査会が本件対象公文書の映像を見分したところ、本件対象公文書は実施機関が撮影したものであり、ビートルズ到着時の状況といった過去に報道された映像に類似する映像のほか、ビートルズ来日警備に伴う警備会議、車両検問等の警備実施状況、日本武道館内外における観客等の一般人の状況等が記録されている。

審査会が検討したところ、本件対象公文書のうち、ビートルズの容貌以外の観客等や警察職員の容貌については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、本件非開示情報は、条例7条2号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は、本件非開示情報のうち、警察職員の容貌は公務員の職務遂行の状況において撮影されたものであることから、同号ただし書ハで規定する職務の遂行に係る情報に該当する旨主張するが、職務の遂行に係る情報とは、公務員がその担当する職務を遂行する場合における情報を意味するものであるところ、警察職員の容貌がこれに該当するものとは認められず、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件非開示情報は、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当すると認められる。

エ 本件対象公文書の一部開示の可否について

前記のとおり、審査会は、本件非開示情報は条例7条2号に該当すると判断したものであるが、実施機関は、本件対象公文書中から本件非開示情報を除いて複写物を作成することは技術的に困難であるが、透明性の確保という情報公開の基本原則に照らして、可能な限り開示するために、本件処分を行ったとのことである。

そこで、審査会は、条例8条の趣旨及び実施機関の上記説明を踏まえ、以下、本件対象公文書の一部開示の可否について検討する。

条例8条1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

本項における「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」とは、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日政都情第366号）によれば、開示請求に係る公文書から非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非開示情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書の中の非開示情報に係る部分を記録した状態や一部開示のための複写物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいうとされている。

しかし、本件対象公文書はDVDに記録された映像情報であり、その性質上、実

施機関が現有の機器で本件対象公文書から本件非開示情報を容易に区分して除くことは、技術的に困難であると認められることから、条例8条1項で規定する一部開示を行わなければならない場合には該当しない。したがって、本件対象公文書は、本来非開示決定をすべきものと認められるが、実施機関が本件処分において開示とした部分以外の情報の開示を要しないという限りにおいては、実施機関の本件処分を取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、鴨木 房子、木村 光江、寺田 麻佑